

化学物質管理に関する国際動向等

令和 6 年 3 月
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

化学物質管理制度

有害性		暴露		環境経由		排出・ストック汚染		廃棄		軍縮・危機管理	
		労働環境	消費者	労働環境	消費者	労働環境	消費者	労働環境	消費者	労働環境	消費者
人の健康への影響	急性毒性 短期間の影響で死に直結する毒性	毒劇法	・毒物（青酸カリ等）、 劇物（硫酸等）など								化兵法
	長期毒性 人の健康等を「じわじわ」と蝕む毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器法	家庭用品品質表示法	家庭用品規制法	建築基準法			・過去化学兵器製造に用いられたもの等が対象 ・サリンやVXガスなど
生活環境への影響（動植物を含む）						農薬取締法	化学物質審査規制法	化学物質排出把握管理促進法	水銀汚染防止法		
オゾン層破壊性							オゾン層保護法				
温室効果抑制								フロン排出抑制法			

・環境経由で、人健康や生態影響を及ぼす化学物質が対象
・PCB等

化学物質管理課所管法令と国際条約

赤字は所管省庁

法律

化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立） 厚経環

- ・化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。
- ・新規化学物質及び既存化学物質が環境を經由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。

化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立） 経環

- ・事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- ・PRTR制度：事業所（3.4万）の排出・移動量公表
- ・SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠）

オゾン層保護法（オゾン法）（1988年成立） 経

- ・モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。

フロン排出抑制法（2001年成立） 経環

- ・フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。

化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立） 経

- ・化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。
- ・特定物質（サリン等）の製造・使用等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。

水銀汚染防止法（2015年成立） 経環

- ・水銀に関する水俣条約的確かかつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。
- ・水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。

国際条約

ストックホルム条約（2001年採択）

- ・PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。

PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年）

- ・事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。

モントリオール議定書（1987年採択）

- ・オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。

化学兵器禁止条約（1992年採択）

- ・サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。
- ・国際機関(OPCW)に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。

水銀に関する水俣条約（2013年採択）

- ・水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に係る規制に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される**残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)**の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等について規定（平成16（2004）年5月発効）。
- 令和5年10月の検討委員会（POPRC）では、MCCP（金属加工油剤等として使用）及び長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質（加工助剤等として使用）の廃絶対象物質（附属書A）追加を令和7（2025）年に開催される締約国会議（COP）に勧告すること等が決定。

POPs条約の検討プロセス

審議中の物質

※2024年9月のPOPRC20、
2025年5月のCOPで議論



(参考) POPs条約の対象化学物質 (附属書A、B、C及びD)

■対象化学物質の要件

附属書D (情報の要件及び選別のための基準)

- (a) 化学物質の特定
- (b) 残留性
- (c) 生物蓄積性
- (d) 長距離にわたる自然の作用による移動の可能性
- (e) 悪影響 (毒性)

■対象物質

附属書A (廃絶)	附属書B (制限)	附属書C (非意図的生成物)
<p>アルドリン、(α-, β-) ヘキサクロロシクロヘキサン、 クロルデン、クロルデコン、デカブロモジフェニルエーテル、 ジコホル、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサブロモビフェニル、 ヘキサブロモシクロドデカン、ヘキサブロモジフェニルエーテル、 ヘプタブロモジフェニルエーテル、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサクロロブタジエン、 リンデン、マイレックス、ペンタクロロベンゼン、 ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類、 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ナフタレン (塩素数2~8のものを含む) 、 PFOAとその塩及びPFOA関連物質、 ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質 短鎖塩素化パラフィン(SCCP)、エンドスルファン、 テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、トキサフェン、 デクロランプラス、UV328、メトキシクロル</p>	<p>DDT、 PFOS及びPFOSF</p>	<p>ヘキサクロロベンゼン、 ヘキサクロロブタジエン、 ペンタクロロベンゼン、 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、 PCDD、PCDF、 ポリ塩化ナフタレン</p>

2023年5月のCOP11で追加決定

ロッテルダム条約

(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)

- 先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続（Prior Informed Consent、通称PIC）等を設けている（平成16（2004）年9月発効）。
- 対象となる化学物質については、輸出承認申請（輸出貿易管理令）の対象。
- 令和5年10月の検討委員会（CRC）では、臭化メチル及びパラコート（いずれも駆除剤）の対象物質追加を、令和7（2025）年に開催される締約国会議（COP12）に勧告すること等が決定。

ロッテルダム条約締約国の主な義務

- 最終規制措置の事務局への通報（第5条）
- 附属書III掲載物質の輸入意思を事務局へ回答（第10条）
- 附属書III掲載物質を輸出する際は、輸入国の回答に従う（第11条）
- 国内で厳しく規制された物質を輸出する際は、輸入国へ輸出の通報を行う（第12条）

対象化学物質

- 条約附属書III掲載物質：55物質群（駆除剤、著しく有害な駆除用製剤、工業用化学物質）
- 自国が独自に禁止又は厳しく制限している物質（最終規制措置対象物質）

我が国の場合

化学物質審査規制法（第一種特定化学物質）

労働安全衛生法（製造等が禁止された物質）

毒物及び劇物取締法（特定毒物）

農薬取締法（販売禁止農薬等）

締約国からの通知を受けて
PIC化学物質検討委員会（CRC）で審査され、
締約国会議（COP）で決定

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

- SAICM（国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ、平成18（2006）年採択）の後継として、法的拘束力のない、マルチセクター（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）におけるマルチステークホルダー（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル全体を通じた化学物質管理の枠組みとして、**「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」**が令和5年9月に採択。

■ GFC関連文書および枠組み構成



リオ宣言に沿った化学物質管理の推進
循環型社会の推進
化学物質に関する情報アクセス

スコープ（適用範囲）：
化学物質のライフサイクル
（製品と廃棄物段階を含む）

ビジョン：
安全で健康的かつ持続可能な未来のために、
化学物質や廃棄物の
有害な影響から解放された世界

目的：
化学物質と廃棄物の有害な影響の防止
または最小化

- A：能力・法制度の整備
 - B：知識・情報・データ
 - C：懸念課題
 - D：より安全な代替と、革新的で持続可能な解決策
 - E：意思決定プロセスへの統合
- 各目標ごとに7つ程度のターゲット（一部に2030年・2035年の達成年限が設定）

GFCの文書構成

- GFCにおいては、達成すべき戦略的目的と、その達成に係るターゲットを設けるとともに、その実現のための関係機関間の連携・リソースの確保等に係る取組が記載された。

GFC文書の構成

- I 導入 (Introduction)
- II ビジョン
- III スコープ
- IV 原則及びアプローチ
- V 戦略的目的とターゲット
- VI 実施支援メカニズム
- VII 懸念される課題
- VIII キャパシティビルディング
- IX 資金的検討事項
- X 組織的アレンジメント
- XI 進捗把握
- XII 枠組みの更新・改訂

5つの「戦略的目的」

- 目的A：化学物質・廃棄物の適正管理のための能力・法的枠組み・組織的メカニズムを整備
- 目的B：知識・データ・情報の整備・アクセス
- 目的C：懸念される課題の特定と対処
- 目的D：プロダクトバリューチェーンを通じたより安全な代替品と革新的な解決策の導入
- 目的E：関連する意思決定プロセスへの化学物質管理の統合

実施計画 (implementation programme：戦略的目的とターゲットに向けたアクション) の作成

国際的に取り組むべき課題 (Issues of Concern) を決定するプロセスの策定

キャパシティビルディング (途上国での管理能力向上) に向けた取組

- ICCMがキャパビル戦略を構築し運用し定期的にインパクト評価やニーズを考慮した必要な勧告を行う

化学物質・廃棄物の適正管理の主流化、産業界の関与、基金の設置

科学・政策パネル (SPP) と国際会議との連携、国際会議の運営について

- 附属書A 懸念される課題の手続き
- 附属書B 原則及びアプローチ
- 附属書C 測定枠組み (Measurability Structure)

化学物質と廃棄物の適正管理及び汚染の防止に貢献する科学と政策のインターフェースとして、2022年国連環境総会 (UNEA5.2)でパネルの設置に向けた作業を始めることに合意。
2024年末までの最終化を目指し議論中。

想定される主な機能：①ホライズンスキミング、②現在の課題に関する評価、③最新の情報の提供、科学的研究のギャップ特定、科学者と政策決定者間のコミュニケーション、知見の説明・発信、普及啓発、④科学的情報を求める途上国との情報共有、⑤キャパシティ・ビルディング

OECD化学品・バイオ技術委員会（CBC）

- **化学品・バイオ技術委員会（CBC : Chemicals and Biotechnology Committee）**は傘下に12の作業部会のほか、横断的プロジェクトやアドホックな専門家会合等が多数存在。
- 主な活動は、テストガイドライン（TG : Test Guideline、化学物質の試験方法）作成、優良試験所基準原則（GLP : Good Laboratory Practice、試験機関の質を確保するための規定）の運用、並びにこれらに基づくデータの相互受入れ制度（MAD : Mutual Acceptance of Data、他国により規制目的で作成された試験であっても、OECD加盟国に当該データの受け入れを求めるもの）の実施。
- CBCは8か月に1回、その他作業部会等は1年に1～2回の頻度で開催。

■ CBCの構成

化学品・バイオ技術委員会（CBC）

新規食品・飼料の安全作業部会（SNFF）

テストガイドライン作業グループ（WNT）

バイオサイド作業部会（WPB）

化学事故作業部会（WGCA）

暴露評価作業部会（WPEA）

GLP作業グループ（WP-GLP）

工業ナノ材料作業部会（WPMN）

有害性評価作業部会（WPHA）

農薬作業部会（WPP）

PRTR作業部会（WP-PRTR）

リスク管理作業部会（WPRM）

バイオテクノロジーの規制監督の調和作業部会（WP-HROB）

■ CBCの直近の開催実績（令和6年2月6日-8日）

【主な議題】

- 化学物質の適正な管理のためのAI利用の機会
- GFCの実施におけるOECDの役割に関する閣僚宣言案審議
- 理事会勧告案の審議
 - 化学物質の人環境健康影響評価に関する勧告更新
 - 水銀の人為的排出削減措置に関する勧告更新
- マンデートの更新/次期（2025-2026）予算作業計画
- その他
 - OECDが整備する電子ツールに関する今後の方向性
 - 有害性評価試験法の妥当性確認に関する議論の進捗
 - ポパール事故から40年化学事故プログラムの教訓と次の課題

「水銀に関する水俣条約」及び水銀汚染防止法

- 世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、水俣病を経験した我が国として、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要との認識のもと、**平成25（2013）年に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成29年に発効。**
- **水俣条約を国内実施するために制定された「水銀汚染防止法」は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、特定水銀使用製品の製造、新用途水銀使用製品（※）の製造販売の禁止、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について措置。**
※既存の用途に利用する水銀使用製品として省令に定められていない水銀使用製品。その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合は、製造又は販売が可能。

水銀に関する水俣条約



水銀汚染防止法（経・環共管）



水銀に関する水俣条約第5回締約国会議

- 令和5年10月-11月に、「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」が開催。
- 水銀添加製品の規制の見直し、規制の対象となる水銀汚染廃棄物の閾値等に関する議論が行われ、**蛍光灯の製造等をその種類に応じ2027年末までに廃止することが決定されたほか、水俣条約上の水銀汚染廃棄物の閾値について、水銀含有濃度1kg当たり15mgとすること等が決定。**

■ 水銀添加製品の廃止期限

*政令で担保措置済みのもの。

製造・輸出入の廃止期限	水銀添加製品	合意したCOP
2025年末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脈波計に使用されるひずみゲージ* ・ 水銀真空ポンプ* ・ タイヤバルンサーとホイールのおもり* ・ 写真フィルム及び印画紙* ・ 人工衛星及び宇宙飛行体に用いる推進剤* 	COP4 (2022年3月)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般照明用の電球形蛍光灯（CFL-i）（30W以下、水銀含有量5mg以下） ・ 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯（CCFL）及び外部電極蛍光灯（EEFL） ・ 電気電子式計測器（溶融圧力変換機、溶融圧力伝送器、溶融圧力感知器） 	
2026年末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸化銀ボタン電池・空気亜鉛ボタン電池（水銀含有量2%未満のもの） ・ 高精度装置用の水銀スイッチ・リレー（研究開発用途を除く）* ・ 化粧品（水銀含有量基準なし）* 	COP5 (2023年11月)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般照明用の電球形蛍光灯（CFL-i）（30W超、水銀含有量基準なし） ・ 一般照明用のコンパクト形蛍光灯（CFL-ni）（全W、水銀含有量基準なし） ・ 一般照明用の直管・非直管蛍光灯（ハロリン酸塩系蛍光体を使用したもの） 	
2027年末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般照明用の直管・非直管蛍光灯（三波長形蛍光体を使用したもの） 	

水銀汚染防止法の施行状況及び今後の方向性について

- 法施行状況と所要の措置の検討のため、経済産業省・環境省合同で「水銀汚染防止法に関する法施行状況点検検討会」を設置し、令和4～5年度に計5回の検討会を開催、**令和6年2月に、当該検討会により「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について」をとりまとめた。**
- 検討会においては、新たな論点や運用上の課題を踏まえた水俣条約を担保するための措置や、運用の効率化などを適時実施していくことの重要性や、規制対象となる製品の追加や回収等の強化に当たって、事業者・自治体・消費者等、関係者の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠であり、制度の周知等にも力を入れていくことの必要性が示された。
- 引き続き、**水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するという水銀汚染防止法の目的を果たすため、経済産業省及び環境省で密接な連携を図り、以下等の取組を着実に実行する。**

■ 今後の方向性（抄）

- ・水俣条約において製造・輸出入の廃止期限が決定した製品の、水銀法施行令への規定
※規定に当たっては、使用実態に合わせた規制対象範囲の明確化等を実施。
- ・水俣条約における決定内容の早くかつ分かりやすく国民への周知・広報する。
※特に利用者が多い一般的な照明用の蛍光灯については、メーカー等の産業界からの案内に加え、政府機関や地方自治体を通じた周知徹底を図る。
- ・水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理に係る事業者から必要な報告の更なる適正化
※報告形式の改善、チェックシートの作成等
- ・水俣条約で決定した水銀廃棄物の閾値を踏まえた水銀含有再生資源への該当要件見直し
- ・委託先での環境汚染防止措置の実施に関する実態把握等の実施
- ・水銀使用製品の適正な分別・回収に関する情報発信の推進